

## 令和4年度協力雇用主制度理解促進に係る啓発業務提案審査要領

### 1 趣旨

令和4年度協力雇用主制度理解促進に係る啓発業務提案に参加する事業者から提出された提案書について、公正、公平な審査を行う。

### 2 審査の実施主体

審査は、別途設置する選定委員会が行う。

### 3 審査基準

審査は、提案書どおりに業務が実施されるものと考え、あわせて委託料見積額が予算額の範囲内であるものについて、次の審査項目により採点を行う。

#### 【審査項目及び審査項目ごとの配点】

##### (1) 基本的事項 (配点計：20点)

- ア 見積経費は適切か。(提案の実現に向け、現実的、効果的かつ具体的か。)  
(10点)
- イ 類似事業の実績から判断し、本事業の履行は妥当か。  
(10点)

##### (2) 提案事項 (配点計：70点)

- ア ウェブマーケティングの実施について
  - (ア) 県内事業者の動画の閲覧につながるような工夫がされているか。  
(25点)
  - (イ) 分析や検証の方法が今後の事業に参考となるような工夫がされているか。  
(25点)
- イ 実施体制及びスケジュールについて
  - (ア) 業務内容の実現にあたり、必要な知識・経験をもつ人材が配置されているか。  
(10点)
  - (イ) 実行可能な計画的なスケジュールとなっているか。  
(10点)

##### (3) その他 (配点計：10点)

- ア その他、特に評価する事項があるか。  
(10点)

#### 4 留意事項

- (1) 採点は、次の表により、5段階の絶対評価を行った後、各項目の配点に評点割合を乗じて点数を算出する。

評価	評点割合	算出例（配点が10点の場合）
A 非常に優れている	1.0	$10 \times 1.0 = 10$ 点
B 優れている	0.8	$10 \times 0.8 = 8$ 点
C 普通	0.6	$10 \times 0.6 = 6$ 点
D 劣っている	0.4	$10 \times 0.4 = 4$ 点
E 非常に劣っている	0.2	$10 \times 0.2 = 2$ 点

- (2) 採点表により、各審査委員が提案者に順位付けを行い、審査委員の過半数から最上位を得た者を委託予定者とする。（新增沢方式の審査方法に基づく）

なお、提案者が1者のみの場合は、審査委員の採点の総合計が、配点総合計の6割に満たない場合は、不採用とし、再度公募を実施する。